平成２８年（フ）第５５２号
北九州市小倉南区下貫３丁目３番25号
債務者　成好利佳子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４７号
宮城県柴田郡柴田町大字本船迫字上町71番地１
債務者　高橋　廣樹
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　純哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第４８号
宮城県柴田郡柴田町大字本船迫字上町71番地１
債務者　高橋むつ子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　純哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１０７号
福島県郡山市日和田町字日和田93番地の１
債務者　小宮　　進
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲葉　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月23日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１９５０号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目64番地２　山ゆり荘202
債務者　末永　　渉
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村あすか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９７２号
神奈川県藤沢市遠藤784番地の６　ラフィーネＡ102
債務者　成川　泰弘
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　康広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６号
徳島県徳島市万代町４丁目39番地の２　小野ビル402号、旧住所徳島県徳島市川内町北原170番地　ＳＴＡＲＴ　Ｉ－３Ｂ
債務者　近藤　徳行
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹谷　正廣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２８４号
愛知県豊田市小川町２－１　小川清風寮2408号、住民票上の住所大阪市西区北堀江２丁目13番18号　梅谷マンション206
債務者　定山俊洛こと　崔　　俊洛
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３２７号
大阪市天王寺区上汐３丁目４番19号
債務者　今西　拓也
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４６２号
大阪市阿倍野区王子町４丁目１番103―1111号
債務者　坂本　秀樹
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５３５号
大阪府大東市灰塚６丁目２番６号　メゾン花園305号
債務者　岩本　卓也
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５５１号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番７―904号
債務者　吉岡　正司
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５９２号
大阪府吹田市南吹田３丁目19番４号、前住所大阪府吹田市穂波町17番５号（305）
債務者　多田亜利沙（旧姓水田）
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６２５号
大阪市東住吉区中野１丁目５番９―701号
債務者　中江　悦子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８９６号
大阪市東住吉区北田辺６丁目４番９号フェリス北田辺　101号、前住所大阪市東住吉区針中野２丁目１番13―203号
債務者　松村　美江
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４００２号
大阪市西成区聖天下１丁目６番14号　中川サンハイツ　301
債務者　山﨑　美徳
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０９２号
大阪市生野区中川２丁目10番20号
債務者　金村能孝こと　ＫＩＭ　ＮＥＵＮＧ　ＨＹＯ　金　　能孝
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部